

【管理番号】第1209218号

【総通号数】第122号

(19) 【発行国】日本国特許庁(JP)

(12) 【公報種別】特許審決公報

【発行日】平成22年2月26日(2010. 2. 26)

【種別】拒絶査定不服の審決

【審判番号】不服2007-25100(P2007-25100/J1)

【審判請求日】平成19年9月12日(2007. 9. 12)

【確定日】平成22年1月18日(2010. 1. 18)

【審決分類】

P18 . 121-WYF(B21D)

【請求人】

【氏名又は名称】石井 見敏

【住所又は居所】大分県大分市西大道4丁目1番5号

【代理人】

【弁理士】

【氏名又は名称】富崎 元成

【代理人】

【弁理士】

【氏名又は名称】円城寺 貞夫

【事件の表示】

平成10年特許願第 23796号「ダイセットの製造方法」拒絶査定不服審判事件〔平成11年 8月 3日  
出願公開、特開平11-207420、請求項の数(4)〕について、次のとおり審決する。

【結 論】

原査定を取り消す。

本願の発明は、特許すべきものとする。

【理 由】

本願は、平成10年 1月21日の出願であって、その請求項1ないし4に係る発明は、特許請求の範囲の請求項1ないし4に記載された事項により特定されるとおりのものであると認める。

そして、本願については、原査定の拒絶理由及び当審の拒絶理由を検討してもその理由によって拒絶すべきものとすることはできない。

また、他に本願を拒絶すべき理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

【審理終結日】平成20年7月22日(2008. 7. 22)

【結審通知日】平成20年7月24日(2008. 7. 24)

【審決日】平成20年8月7日(2008. 8. 7)

【審判長】 【特許庁審判官】豊原 邦雄

【特許庁審判官】千葉 成就

【特許庁審判官】佐々木 一浩

(21) 【出願番号】特願平10-23796

(22) 【出願日】平成10年1月21日(1998. 1. 21)

(54) 【発明の名称】ダイセットの製造方法

(51) 【国際特許分類(参考情報)】

B30B 15/04

B21D 37/00

B23P 11/00

B30B 15/04

B21D 37/00

B23P 11/00

(65)【公開番号】特開平11-207420

(43)【公開日】平成11年8月3日(1999. 8. 3)

【最終処分】成立

【審決時の請求項数(発明の数)】4

【前審関与審査官】馬場 進吾、高山 芳之